2017.7.24

あがの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一-三八
☎〇二五〇-六二-七一五八

NO　1613

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500 円

婦人部所得税法56条廃止に向け議員訪問

婦人部役員は7月11日に市議の稲毛さん・倉島さんと「所得税法56条」について学習・懇談をおこないました。

9月の市議会に間に合うように、婦人部では7月中に全市議を手分けして訪問することにしました。

住民税特別丁数税額決定通知書へのマイナンバー記載状況調査

全商連が「住民税特別徴収税額決定通知書への個人番号記載状況調査」を行いました。（1694自治体の内、1120自治体の状況があつまっています）

個人番号の記載状況		
記載	844	49.8%
一部記載	79	4.7%
不記載	115	6.8%
アスタリスク	78	4.6%
不明	578	34.1%

郵送方法		
書留等	296	17.5%
普通郵便	750	44.3%
特定記録	24	1.4%
レターパック	12	0.7%
不明	612	36.1%

国保都道府県単位化学習と運動交流

来年4月の実施が迫った「国保の都道府県単位化」

保険料はどうなる？県が保険者になるとなにが変わるの？市町村が行なってきた一般会計からの繰入や、保険税や窓口負担の減免はこれまで通り行われるの？私たちのいのちを守る制度の大改革なのに、当事者の県は情報をほとんど公表していません。

高すぎて払えない保険税をさげさせる新制度にするためには市町村単位での運動が必要です。

- 日　時　8月24日（木）午前10時～12時
- 会　場　新潟テルサ大会議室
- 講　師　谷本　諭　さん
- 主　催　新潟県社会保障推進協議会
  025-225-0322（新潟民医連内）

通勤手当の非課税限度額について

源泉税納付相談で従業員の交通費を全額課税されている方が数名いました。

参考のため左記の表の通り、「通勤手当の非課税限度額」をのせました。再確認してみて下さい。（平成28年度に改正されたものです）

通勤手当の非課税限度額

区分		課税されない金額	
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1ヶ月当りの合理的な運賃等の額 最高限度　15万円	
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の片道		
	55㌔以上	31,600	円
	45㌔以上 55㌔未満	28,000	円
	35㌔以上 45㌔未満	24,400	円
	25㌔以上 35㌔未満	18,700	円
	15㌔以上 25㌔未満	12,900	円
	10㌔以上 15㌔未満	7,100	円
	2㌔以上 10㌔未満	4,200	円
	2㌔未満	全額課税	

ビジネススキルアップセミナー
初めての事業計画書作り

日　時　7月30日（日）
　　13：30～17：00
会　場　新潟ユニゾンプラザ中研修室
講　師　上品忍さん　中小企業診断士
参加費　1,000円（阿賀野民商会員無料）
　　参加者は事前に連絡を下さい。

婦人部小物づくり7月のご案内

日　時　7月26日（水）　午後7時~9時
会　場　阿賀野民商会館２階
会　費　１０００円（月）
持参するもの　裁縫道具
（はじめての方、商工新聞読者の方、大歓迎です）